

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第14条の規定により、「京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書」が提出されましたので、条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書を縦覧に供します。

令和8年7月7日

京都市長 松井 孝治

1 事業者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

京都エコサービス株式会社 代表取締役 穂苅 清二
京都市南区東九条南松田町34番地

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模

(1) 名称

京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業

(2) 種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設の設置の事業

(3) 規模

1日当たりの処理能力

破碎選別施設 840.64t

選別施設 55.36t

圧縮梱包施設 50.56t

3 事業実施想定区域

京都市南区東九条南松田町19 他

4 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8番地

(2) 縦覧の期間

令和8年7月7日から同年8月6日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧の時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

5 配慮書を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課のホームページから閲覧することができます。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000355790.html>

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)